

## ISMS 審査員の格上げ要件の見直しについて

ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 (追補 1—情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項) をより厳密に適用するため、ISMS 審査員に格上げする際の初回認証審査に関する要件を見直しました。また、ISMS 審査員及び ISMS 主任審査員に格上げする際に必要となる審査従事要件の確認方法を変更するため、関連する様式を改定しましたので、ご確認の上ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. ISMS 審査員資格基準 (JRCA AI140) の改定

(1) 資格基準の改定日 2022年4月1日 (金)

(2) 改定内容

いずれも資格基準 6.2 項の必要な審査実績に対する変更です。

① 審査員への格上げ要件を、申請前 5 年間で求められる内容と、参加した各々の審査に対して求められる内容とに分類し、明確化しました。

(記述の修正のみであり、内容的な変更はありません。)

② ISO/IEC 27006:2015/Amd 1:2020 を厳密に適用するため、初回認証審査には第 2 段階のみの参加は認められず、第 1 段階と第 2 段階を通じた参加が必要であることを規定しました (6.2 ②)。ただし、第 2 段階にのみ参加した初回認証審査は、審査回数に数えることはできませんが、現地審査日数には含めることが可能です。また、2022 年 6 月 30 日以前に実施された審査実績については、第 2 段階にのみ参加した場合であっても、審査回数に含めることができます (6.2 ② 注 2)。

改定前	最低 1 回の ISMS 初回審査(第二段階)又は再認証審査、及び最低 1 回のサーベイランス審査を経験していること。
改定後	最低 1 回の ISMS 初回認証審査( <u>第 1 段階及び第 2 段階</u> )又は再認証審査、及び最低 1 回のサーベイランス審査を経験していること。

- ③審査への参加条件の一つである「審査報告の作成を含むこと」は、チームリーダーの役割である審査報告書の作成そのものを求めるものではありませんので、実態に合わせた記述に見直しました。(6.2 ③)

(記述の修正のみであり、内容的な変更はありません。)

改定前	審査への参加には、文書レビュー、リスクアセスメント、実施評価、並びに審査報告の作成を含むこと。
改定後	審査への参加には、文書レビュー、リスクアセスメント、実施評価、並びに <u>担当する審査報告書類の作成</u> を含むこと。

## 2. ISMS 審査員申請の手引き (JRCA AI340) 及び様式 (3A、5C) の改定

(1)申請の手引き及び様式の改定日 2022年4月1日(金)

(2)改定内容

「審査実績一覧(格上げ用)」(様式 5C) の誓約欄(申請内容に偽りがないことを誓約いただく欄)を廃止したことに伴い、ISMS 審査員及び ISMS 主任審査員に格上げする際に必要となる審査従事要件 (ISMS 格上固有要件) を指導審査員に確認 (「審査能力・リーダー能力の確認書」(様式 3A) にて確認) いただくよう、変更しました。

①「審査実績一覧(格上げ用)」(様式 5C) の ISMS 格上固有要件の申告欄を削除し、代わりに「審査能力・リーダー能力の確認書」(様式 3A) に ISMS 格上固有要件の確認項目を追加しました。ISMS 格上固有要件に関する指導審査員による確認は、2022年7月1日以降に実施される審査から必須となります。

(2022年6月30日以前に実施された審査については、指導者による確認は任意です。)

②ISMS 審査員申請の手引き (JRCA AI340) の 15 項に「審査能力・リーダー能力の確認書」(様式 3A) の記述方法を追記しました。

(QMS、EMS、OHSMS 審査員の申請の手引きにも様式 3A の記述方法を追記しました。)

③ISMS 審査員申請の手引き (JRCA AI340) 19 項の「審査実績一覧(格上げ用)」(様式 5C) に関する説明を修正しました。

以上